

# 平成19年度予算編成方針について

平成18年10月17日  
庄原市長 滝口 季彦

## 1 本市を取り巻く状況

わが国の経済情勢は、10月の月例経済報告によると「景気は回復している。企業収益は改善し、設備投資は増加している。雇用情勢は厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。個人消費は、このところ伸びが鈍化している。」とされています。しかし、中山間地域に位置する本市においては、長期にわたる景気の低迷からむしろ悪化に向かっていると感じられ、地域経済に多大な影響を与えています。

政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づきこれまでの構造改革路線を継続・強化させるとしており、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促し、人件費や地方単独事業の徹底した見直し等により地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することを目標としています。

また、新型交付税の導入による「地方交付税算定の見直し」や財政悪化の地方公共団体に適用する「再生型破綻法制」の整備・導入を進めています。

このような中、本市は、「財政計画」、「公債費負担適正化計画」に沿った「持続可能な財政プラン」に基づき、新市建設計画に計上された各種事業を計画的に推進することによって「均衡ある発展」と「一体感の醸成」を図っていかねばなりません。

## 2 本市の財政状況

最大の行財政改革と言える「合併」を成し遂げ、実質3年度目を迎えようとしています。平成17年度決算に基づく庄原市の財政状況は、経常収支比率95.0%（75%以上は財政硬直化）、実質公債費比率20.7%（18%以上は地方債発行の許可が必要）、一般会計から公営企業会計までの地方債残高の合計額は746億円、財政調整基金残高10.1億円、減債基金残高0.9億円と非常に厳しい状況です。

平成18年度予算は、大幅な財源不足が見込まれたため、やむなく6.6億円の財政調整基金、5億円の地域振興基金の繰り入れと1.6億円の前年度繰越金を計上し編成したところですが、昨年豪雪被害により一般財源2.4億円、本年7月の記録的な豪雨による災害発生や台風13号の襲来による災害発

生により一般財源 2 . 3 億円を要し、本年度の財政運営が極めて憂慮される状況にあります。

### 3 平成 19 年度の財政見通し

現行の税財政制度を前提として、平成 19 年度の財政見通しを試算すると、市税収入については、個人市民税は三位一体改革に伴う税源移譲により（税制改革）増収の見込ですが、法人市民税は地方財政計画に反し減収見込で、固定資産税は横ばいと見込んでいます。

地方譲与税のうち、所得譲与税は地方税へ移行されるため廃止となります。

地方交付税については、総務省の概算要求では出口ベースで 2 . 5 % の減、投資的経費にかかる需要額は引き続いて減の見込ですが、新型交付税の導入が予定されており現時点では影響額は不透明であります。臨時財政対策債は増収に伴って財源不足が縮小するとの見込みから 8 % 減、特別交付税についても大幅に減額の見通しです。

次に、歳出についてですが、少子高齢化に伴い扶助費が伸びています。公債費は、これまでに借り入れてきた起債の償還が平成 19 年度、平成 20 年度にピークを迎えるため更に財政負担は拡大しますが、平成 21 年度以降は徐々に減少していきます。なお、全体の市債残高については、平成 17 年度以降市債の発行は「公債費負担適正化計画」などに基つき大幅に抑制する方針であり、年々減少すると推計されます。

また、公共下水道事業や農業集落排水事業の整備に伴う一般会計から特別会計への繰出金も年々増加しています。

予算全体の傾向は、歳入では一般財源の確保がますます困難な状況が続き、反面、歳出では義務的経費が伸びていく状況であり、このまま何の対策も講じないとした場合、平成 19 年度では 14 . 8 億円にも及ぶ財源不足が予想されるところです。

このため、公共料金の適正化を含めた更なる歳入確保、人件費をはじめとする内部経費の徹底した歳出削減とともに住民サービスの低下に繋がる事務事業の抜本的な見直しなどの取組みを実施しなければ予算編成は不可能であります。

何れにしても、平成 19 年度予算編成が「財政破綻」を回避するための正念場となるものです。

### 4 予算編成の基本方針

以上のような危機的な財政状況であることを認識し、職員一人ひとりが創意工夫により持続可能な行政運営が可能となるよう、主体的かつ積極的に知恵を出し合い、適正な財源確保と徹底した経費の見直しを図る中で、まちづくりの

課題克服と市民サービスを基本とする自治体経営を目指す必要があります。

平成19年度の予算編成においては、次に掲げる3つの基本方針に基づき、限られた財源を最大限に有効活用するための厳正な施策選択や事業の重点化に努めた予算編成とします。

- (1) 現在策定中の「長期総合計画」と「第1次庄原市実施計画(10月見直し後)」に沿った計画的な事業推進
- (2) 政策課題への的確な対応
  - ・庁舎整備事業(継続事業)
  - ・農業自立振興プロジェクト事業(継続事業)
  - ・自治振興区活動促進事業(継続事業)
  - ・新産業創出事業(継続事業)
- (3) 財政健全化への取り組み
  - ・「行政経営改革大綱」「持続可能な財政運営プラン」に基づく抜本的な事務事業の見直し
  - ・「財政計画」に基づく『徹底した歳出削減』と『集中と選択による事業実施』
  - ・「公債費負担適正化計画」に基づく地方債発行額の抑制
  - ・基金繰入に依存した予算編成からの脱却

# 平成19年度予算編成要領

## 1 基本的事項

### (1) 「持続可能な財政運営プラン」の確実な実施

本年10月に策定した「持続可能な財政運営プラン」に掲載された平成19年度の取り組みによって、歳入・歳出とも確実に実施すること。

### (2) 「財政計画」「公債費負担適正化計画」の確実な実施

本年10月に策定した「財政計画」「公債費適正化計画」に基づき徹底した歳出削減と公債費発行額の抑制を図ること。

### (3) 予算要求の基本的考え方

「持続可能な財政運営プラン」及び「第1次庄原市実施計画(10月見直し後)」に基づく要求を原則とする。

新規事業は原則として認めないが、「第1次庄原市実施計画(10月見直し後)」に計上された事業及び政策的課題にかかる経費は除く。新規事業は**(新)と明記**し要求すること。

投資的経費については、補助事業、単独事業とも「第1次庄原市実施計画(10月見直し後)」に計上された箇所、事業費に限る。平成18年度発生の災害復旧事業が明許繰越となることが予想されることも鑑み、国・県の補助事業を優先し単独市費事業は極力抑制すること。

### (4) 事業の新設、拡充

事業の新設、拡充等に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド原則を徹底するとともに、サンセット方式の導入により、必ず終期(原則3年間)を設定すること。新設の場合は、まず、既設の事業を廃止し要求のこと。

### (5) 国、県補助事業

国、県補助事業については安易に受け入れることなく、単年度の適正な執行可能事業量、市負担額、行政効果等を総合的に検討し、事業費を決定すること。

また、国、県の補助金の削減・合理化により、廃止・縮減された事業については、市費による肩代わりは行わないこと。

### (6) 他課等に関連する事業

他課等に関連する事業については、事前に十分連絡調整を行い、整合性と効

率性を図ること。

#### (7) 条例、規則、要綱等の整備

予算に伴い新たに条例、規則、要綱等の整備を要するものについては、遺漏のないようにするとともに、予算要求資料として提出すること。

## 2 歳入に関する事項

### (1) 市 税 等

一般財源の根幹をなすものであり、経済の動向、国の税制改正等の諸状況を勘案の上、情報収集に努めできる限り最新の情報により見積ること。

課税客体の完全補足と徴収率の向上に一層努めることとし、特に徴収率については平成17年度決算ベースから1%(37,540千円)以上向上する目標を掲げ積極的に取り組むこと。

あわせて、市営住宅使用料や貸付金償還金などの税外収入についても滞納防止、滞納整理の促進など、一層の徴収強化を図ることとし、税と同様に1%以上向上を目標とする。

### (2) 分担金・負担金・使用料・手数料・財産の貸付料

使用料・手数料については、受益者負担の公平を図る観点から、行政サービスに係る経費、物価の変動等を総合的に勘案し、負担の適正化を図ることとし、適切な見直しを行うこと。

その他の収入についても、受益者負担の導入など財源の見直し、改善に努めること。

広告料収入については、「庄原市広告掲載要綱」「庄原市広告掲載基準」を定めることとしているので、観光パンフレット、封筒(一般、納付書など)給与支給明細書など幅広い分野において、企業広告等の掲載を検討し歳入確保を図ること。

### (3) 国・県支出金

国においては引き続き、あらゆる施策や事業について義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域なく見直すこととしており、統合補助金の一層の拡充や省庁の壁を超えた交付金化等の補助金改革を推進しようとしているため、関係機関と緊密な連絡を図り、情報収集に努め可能な限り確実な収入見積りを行うこと。

とりわけ制度改正、制度変更等には十分留意するとともに、昨年度と同じ考え方だけでなく、多角的な検討を加え、より有利な制度選択と財源の確保に努

めること。

#### (4) 市 債

市債は、「公債費負担適正化計画」に基づき「第1次庄原市実施計画(10月見直し後)」に掲載された事業の**地方債発行額以下に抑制**することとしている。借入にあたっては、地方交付税が措置される有利なものを活用すること。また、交付税措置の無い「一般単独事業債」は借り入れず一般財源で措置することとしている。

なお、対象事業・充当率については、財政係と事前に協議の上、的確な見積りを行うこと。

### 3 歳出に関する事項

#### (1) 報酬

各種委員会、審議会の開催回数等については、年間の回数を精査のうえ必要最小限とすること。嘱託員報酬についても、必要最小限の嘱託員を見積り要求すること。単価については、「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく要求とするが、見直しを検討しているので、その場合は別途通知する。

#### (2) 人件費(給料、職員手当、共済費)

時間外勤務手当を除く人件費については、総務課で取りまとめて要求する。ただし、特別会計、水道事業会計、病院事業会計の人件費については、総務課と調整を図った上で担当課において要求すること。(繰入、繰出の整理を行なうこと)

時間外勤務手当については、コスト意識を持ち、行政事務の簡素効率化を図り、創意工夫のうえ抑制に努めること。災害対応、閉庁日のイベント等を基本とするが、平成18年度当初予算額の90%以内の要求とすること。

普通建設事業等は、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を計上することとするので、事前に財政課と協議すること。(補助事業・単独事業とも共通)

#### (3) 賃 金

事業執行に係る臨時職員の雇用は**短期間に集中する業務の補助、期間の限定された業務の補助**、あるいは**職員の育児休暇等の代替措置のみ**とし、通年の雇用は認められないこと。(前例や慣行にとらわれないこと。)単価については【資料2】のとおり。

社会保険料は、総務課及び教育総務課で一括要求とするので各課においては、

総務課及び教育総務課と事前に協議すること。(水道事業会計、病院事業会計は除く)

**平成18年度当初予算額の92%以下(持続可能な財政運営プランの取組事項は除く)**

#### (4) 報償費

講師謝礼及び委員謝礼については、原則として6,300円とするが、半日の会議であれば4,000円を適用すること。人数、日数については事業内容を精査し、必要最小限とすること。複数開催の場合は、平成18年度の20%減を目標として開催回数を調整すること。

また、大学教授、医師等の特別な報償費については【資料3】を参考とすること。

合わせて「会議出席報償費(報酬を除く)の取扱い方針」【資料3裏面】を参考とすること。

**平成18年度当初予算額の92%以下(同様)**

以下(5)旅費～(11)通信運搬費までは、同様に平成18年度当初予算額の92%以下とするため、詳細な積算根拠は不要とする。ただし、大幅な減額が可能となる場合根拠を示すこと。

#### (5) 旅 費

定例的な大会等への参加については積極的に見直し、日程、人員についても必要最小限度にとどめるとともに、公用車の効率的な活用を図ること。

なお県外出張については、総務課所管の職員研修を除いては、原則認めない。

**平成18年度当初予算額の92%以下(同様)**

#### (6) 需用費(消耗品費)

法令等追録を要する加除式書籍で、使用頻度の少ないものについては、複数課での使用を検討するとともに、単行本への切り替えも併せて検討すること。

本庁、支所の業務に照らして一本化できるものは集約すること。

経常的に使用する庁用事務用品で、会計課で調達可能な消耗品等については原則として計上しないこと。

**平成18年度当初予算額の92%以下(同様)**

#### (7) 需用費(光熱水費)

過去の使用量や今年度の使用量を参考として見積ること。単価については、直近の単価を用いること。

**平成 18 年度当初予算額の 92%以下(同様)**

(8) 需用費(食糧費)

全国的に縮小、廃止の方向にあることを踏まえ、真に必要な最小限なものに限り要求のこと。また、執行基準【資料4】に基づき適正な要求とすること。

**平成 18 年度当初予算額の 92%以下(同様)**

(9) 印刷製本費

印刷物作成については、できるだけ庁内印刷に努めること。やむを得ず業者発注する場合の単価については、複数業者から見積書を徴して要求すること。

**平成 18 年度当初予算額の 92%以下(同様)**

(10) 修繕料

施設の状況を十分調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ施設の効用を發揮するに必要な最小限度の額を要求すること。また同一事業内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

なお、必要に応じて写真、図面、見積書等の資料を添付すること。

大規模修繕については、実施計画書を必ず添付すること。

**平成 18 年度当初予算額の 92%以下(同様)**

(11) 通信運搬費

郵便料については、本年度の実績(4月~10月)を参考として年間必要額を推計し適切に見積り要求すること。

電話料については、IP電話の通話実績を踏まえて見積ること。

**平成 18 年度当初予算額の 92%以下(同様)**

(12) 保険料

建物・車両にかかる保険料は財政課管財係において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成18年度中に異動があったものや平成19年度早期に保険加入が必要なものについては、漏れなく管財係に連絡すること。また、要求にあたっては、過大な要求あるいは要求漏れのないようにすること。

建物は、一般会計分は財政課管財係で要求し、特別会計分は担当課で要求のこと。

車両は、事業費対応分については各担当課で要求のこと。それ以外は総務課で要求のこと。(連絡を十分とって調整のこと)

#### (13) 委託料

事務事業の委託契約については、過去の例にとらわれることなく、競争原理を導入し、経費の節減・合理化に努めること。特に、随意契約によるものは、契約理由が適切であるかどうか十分検証した上で、経費の見積りを行うこと。

職員対応で処理が可能なものは委託を廃止・削減すること。

民間委託により、住民サービスの向上とコスト縮減につながるものは積極的に導入すること。保守点検・清掃・管理業務について継続的委託については、原則2カ年度契約とすることにより経費の節減を図り、極力、市内業者から見積りを徴すること。

**平成18年度当初予算額の92%以下(同様)**

#### (14) 備品購入費

ロッカー、キャビネット等の庁用備品及び公用車については事前に総務課と協議のうえ要求すること。また、カタログの写し等添付するとともに、更新の場合は当初購入年月日を記入すること。

合併に伴い、本庁支所間で使用されていない物品や代替品の有無を確認し、効率的使用に努め、やむを得ないものに限って要求すること。

#### (15) 補助及び交付金

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査するとともに、既に行政目的が達成されているもの、所期の事業目的を達成できないと判断されるもの、費用に対して効果が薄いと判断されるものは、積極的に整理合理化を図ること。

**なお、平成19年度は「持続可能な財政運営プラン」において要求額の上限を整理したので、それに基づき要求のこと。【参考資料】**

また、要求に当たっては、次のことを厳守のこと。

補助対象となる事業費の平成17年度決算額と決算内容を添付すること

補助金交付要綱等の改正が必要となる場合は遺漏のないよう適切に対応すること。

「補助金の名称」については、補助金交付要綱に記載された「名称」を使用し要求すること。

#### (16) 投資的経費

原則として「第1次庄原市実施計画(10月見直し後)」に未計上の事業は認められない。

新規事業については、長期的展望に立って緊急性、効果及び関連事業への影響等を総合的に勘案し厳選するとともに、平成19年度に事業着手しなければならない理由を明確にすること。さらに継続事業についても多角的視点から見直しを図り、投資的効果等を十分検討し事業量の縮減、経費の節減合理化に努めること。

また、事業内容についても建設コストの削減に努めること。(過大かつ華美な計画、設計は厳に慎むこと。)

普通建設事業については、用地確保が確実なものについて要求することとし、可能な限り土地開発基金を活用した先行取得を行うこと。用地交渉の遅れが工事発注の遅れに繋がった案件が見られるため、用地確保が困難と予想される場合は、事業の中止や延期を図るなど慎重な対応をお願いする。平成19年度についても、**原則「明許繰越」は認められない。**

また、要求に当たっては、事業計画書を必ず添付すること。

普通建設事業等は、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を見積ること。

#### (補助事業・単独事業とも共通)・[再掲]

##### 《事務費の考え方》

- ・普通建設事業の事務費計上は、補助事業、単独事業とも計上可能とする。

#### (17) 特別会計に関する特記事項

特別会計については、前述に準じて収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本とする。

各会計で一般財源(自主財源)が不足する場合、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、収支のバランス確保に努めること。

一般会計からの繰出しは**繰出基準に基づく繰出しを原則とする**。止む無く**基準外の繰出しを行う場合があっても、平成18年度の繰出し額を上限とする**。

## 4 その他

(1) 積算単価等は、物品単価表及び最近の購入単価による必要最小限度の額とし、物価上昇、値上げ見込みは加算しないこと。また、維持・修繕等の見積りを行う場合は**2者以上徴すること**。

(2) 要求書は、財務会計システム入力後の『歳入・歳出予算見積書』によること。

( 3 ) 要求資料等

ア	重点施策事業表	【資料 5】
イ	事業計画書	【資料 6】
ウ	補助金要求団体に関する調	【資料 7】
エ	各種団体負担金の一覧表	【資料 8】
オ	その他 適宜説明資料	

( 4 ) 要求書の取りまとめは、その要求内容について本庁支所間で調整をとったうえで、本庁担当課で取りまとめ、並び替え等を行ない提出すること。要求書、資料とも「**通しのページ番号**」を必ず入れること。

( 5 ) 予算流用は真にやむを得ないものに限り、安易な流用申請を行うことなく、配当された予算内での対応に努めること。

また当初予算で要求漏れや計上科目の誤りがない様、適切に要求すること。  
**(流用元の予算に不足を生じて、補正予算によって追加補正すること(流用戻し)は原則認められない。)**

## 5 予算要求書の提出期限

経常的経費 平成18年11月30日(木) (6部)

投資的経費 平成18年12月15日(金) (6部)

政策的経費 平成18年12月15日(金) (6部)

上記4(3)の要求資料等については7部とする